

第152回

熊本県都市計画審議会議事録

平成30年9月7日

第152回 熊本県都市計画審議会議事録

1 案件

[公開・非公開]

審議

議第1320号

《非公開》

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の
事業計画に対する意見書の件

2 審議会の日時及び場所

日時 平成30年9月7日(金曜日)

午前10時00分開会

場所 熊本県庁行政棟本館5階審議会室

3 出席した委員及び幹事の氏名

(出席委員)

熊本大学名誉教授

両角 光男

熊本大学教授

位寄 和久

くまもと農業女性ネットワーク

百家 美代子

熊本商工会議所女性会会長

石井 美代子

熊本経済同友会

西嶋 公一

弁護士

高山 悦子

熊本大学教授

宮瀬 美津子

熊本県議会議員

西岡 勝成

熊本県議会議員

小杉 直

熊本県議会議員

岩下 栄一

熊本県議会議員

城下 広作

熊本県議会議員

濱田 大造

九州地方整備局長

(代理 熊本河川国道事務所長 鈴木 学)

九州農政局長

(代理 農村振興部農村計画課長補佐 内田 幸吉)

熊本県警察本部長

(代理 交通規制課長 大内田 朗二)

(出席幹事)

道路都市局長

上野 晋也

土木部道路都市局都市計画課長

坂井 秀一

土木部道路都市局都市計画課政策監

尾上 佑介

土木部道路都市局都市計画課審議員	松田 龍朋
土木部道路都市局都市計画課課長補佐	平山 幸司
土木部道路都市局都市計画課課長補佐	奥村 知明
土木部道路都市局都市計画課主幹	最上 有希

4 一般の傍聴者 0名

5 議事次第

- (1) 開会
- (2) 主催者あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 議事録署名者の指名
- (5) 議案
- (6) 閉会

6 議事の経過

(1) 開会

平山課長補佐

定刻になりましたが、審議会の開会に先立ち、配布資料の確認をお願いします。

本日は、お手元に資料を9つ配布しております。

「次第」、「席次表」、「出席者名簿」、「審議手順(案)」、「情報公開について」、「パワーポイントの打出し」、「議案集」、「意見書」、「意見書に対する施行者の見解」です。

資料が不足してありましたら、事務局までお申し付けください。

それではただいまより第152回熊本県都市計画審議会を開会いたします。私は本日の進行をいたします県都市計画課の平山です。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、県土木部道路都市局長の上野からご挨拶申し上げます。

(2) 主催者あいさつ

上野道路都市局長

皆様、おはようございます。本日は御多忙の中御出席いただきまして有難うございます。

事務局を代表して一言御挨拶をさせていただきます。

去る、6月29日に開催しました都市計画審議会におきましては、委員の皆様大変お世話になりました。前回は、熊本地震からの創造的復興に資する、道路ネットワークを形成する都市計画道路に関するものと、熊本都市計画区域区分に関するものについて御審議を頂きました。

今回は、本年3月16日に益城町と協定を締結し、県が事業主体となり進めております、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対して提出のあった意見書を御審

議いただくものとなっております。

益城の復興に関連する非常に重要な案件となりますので、委員の皆様の忌憚のない御意見、御指導をお願いして、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

平山課長補佐

それでは、定数の確認をいたします。本日は、委員18名のうち15名のご出席ですので、「熊本県都市計画審議会条例」の規定によりまして、審議会を開催できる定員数に達しておりますことをご報告いたします。

(3) 委員紹介

平山課長補佐

次に委員の紹介に移らせていただきます。

本日代理出席いただいている委員を御紹介させていただきます。

国土交通省九州地方整備局長の代理といたしまして、九州地方整備局熊本河川国道事務所長 鈴木様でございます。

鈴木委員（代理）

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

平山課長補佐

農林水産省九州農政局長の代理といたしまして、九州農政局農村振興部農村計画課課長補佐 内田様でございます。

内田委員（代理）

内田でございます。よろしくお願いいたします。

平山課長補佐

熊本県警察本部長の代理といたしまして、熊本県警察本部交通規制課長の大内田様でございます。

大内田委員（代理）

おはようございます。交通規制課長の大内田です。よろしくお願いいたします。

平山課長補佐

その他の委員の皆様のご紹介につきましては、お手元の出席者名簿と席次表により代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、熊本県都市計画審議会運営規則の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、両角会長に議長をお願いいたします。

両角会長

皆さん、おはようございます。

本日もまた重要な案件でございます。どうか慎重な審議をよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

(4) 議事録署名者の指名

両角会長

それでは、進めさせていただきます。

議案の審議に入ります前に、熊本県都市計画審議会運営規則に基づき、議事録署名者の指名をさせていただきますと思います。

規定により、議長が指名することになっておりますので、本日は、宮瀬委員、濱田委員にお願いしたいと思います。

宮瀬委員、濱田委員よろしいでしょうか。

両委員

はい。

両角会長

よろしくお願いします。

(5) 議案

審議：議第1320号

熊本都市計事業益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の
事業計画に対する意見書の件

両角会長

続きまして、お手元の次第の5に入ります。

審議会の公開に関してご説明いたします。

本日の議第1320号はお手元に配布されております、「熊本県都市計画審議会の情報公開について」という資料があるかと思えます。これの1項のところに「1. 熊本県都市計画審議会の公開・非公開について」というのがございまして、その下に四角に囲ったの①土地地区画整理法に係る意見書を審議する際、口頭意見陳述を行う場合と、③土地地区画整理法第55条第2項に係る意見書を審議する議案というのがございまして、これに該当いたしますので、非公開となります。非公開の議案の審議の際には、傍聴の方及び報道機関の方は係員の指示に従い御退室をお願いすることになっております。

本日傍聴及び報道機関の方はいらっしゃいますか。

松田審議員

報道機関の方が6社、傍聴の方はいらっしゃいません。

両角会長

では、今から議案の審議に入りますので、傍聴及び報道機関のかたは、係員の指示により御退室をお願いしたいと思います。

それでは審議に入ります。

議第1320号・熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の件について、ご審議いただきたいと思ひます。

これにつきましては、議案書のほうに書かれておりますが、この内容のほうを事務局のほうから御説明を頂きたいと思ひます。

まず、最初に事務局から審議の進め方について御説明をお願いいたします。

松田審議員

本日の審議の進め方について御説明をいたします。

本日は益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対して提出のありました、意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきか否か議決していただくものになります。

当該土地区画整理事業に係る利害関係者から20通の意見書が提出されております。今回は、意見書の内容を十分に御審議いただくために、事前に意見書を配布させていただいたところございます。

意見書を提出された方は、審議会において口頭での意見陳述ができることになっており、4名の方からその旨の申し立てがありました。

口頭意見陳述は土地区画整理法の規定により認められたものでございます。

お手元に配布してあります意見書の審議手順(案)をご覧ください。今回の審議は審議手順(案)により進めたいと考えております。

まず、事務局から本議案の事業計画の説明。

その後、意見陳述人による口頭意見陳述。

また、本日御都合が合わなかった方については、事務局のほうで事前に聞き取りをしておりますので、そのご報告をさせていただきます。

意見陳述終了後、意見書に対する施行者の見解をご説明いたします。

その後、意見書の審査をしていただく手順(案)で考えております。

両角会長

今、事務局から御説明がありました通り、まず、事務局から事業計画の説明、その後意見陳述、施行者の意見書に対する見解、意見の審査、こういう流れで進めたいと思ひます。

なお、意見陳述を頂いた後に、場合によっては委員のほうから質問頂くこともあるのですか。必要があれば質問頂くこともあるそうです。それではこのような手順で進めたいと思ひますがこの流れで進めてよろしいでしょうか。

委員

(一同) はい

両角会長

ありがとうございます。では、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

前方のスクリーンにて説明いたします。またスクリーンで分かりにくいと思ひますので、

お手元にはこれからご説明いたしますもののコピーをお配りしておりますので、両方をご参考にしていただきながらよろしくお願いたします。

議第1320号 熊本都市計画事業 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見の件につきまして、ご説明いたします。

土地区画整理事業の全体的な流れについてまずご説明します。

都市計画決定後からの手続きとしては、まず、事業計画案を作成し縦覧いたします。案に対する意見書を都市計画審議会で審議していただき、国土交通大臣から設計の概要の認可を受け、事業計画が決定することになります。

事業計画決定後は、換地設計や実施設計を経て仮換地指定を行い、仮換地指定に伴う移転補償や工事、それから建物再建、換地処分、清算、そして事業の完了という流れになります。現在の手続きは、この「事業計画案の作成」と「設計の概要の認可」の間。この都市計画審議会の場でございます。

個々の手続きについて次の画面で詳細に説明させていただきます。まず、県が事業計画を立案し、これを2週間縦覧いたします。事業に関する利害関係者は、縦覧期間満了の日の翌日から2週間の間に、知事に意見書を提出できることとなっております。意見書の提出があった場合、知事は県都市計画審議会に意見書を付議し、内容を審査していただくこととなっております。

次に、審議会における処理ですが、提出された意見をもって事業計画案を修正することが妥当か否か、つまり意見書を採択するか、不採択とするかを、御審議の上、決定していただくこととなります。審議会において、意見書が採択された場合、県は事業計画案を修正し、再度、縦覧からの手続きを行うこととなります。

また、意見書が不採択となった場合は、知事は意見書の提出者にその旨の通知し、その後、国土交通大臣の認可を得て、事業計画の決定となります。以上が事業計画決定までの流れです。

こちらは、益城町が平成28年12月に策定した「益城町復興計画」に示された市街地の土地利用構想図でございます。

この復興計画におきましては、上位計画となる熊本都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ、木山地区を「都市拠点」として、行政・商業・サービス・交通結節点など、高次の都市機能の誘導を図ることとしています。今回の区画整理事業計画は、この復興計画に基づいたものでございます。

こちらは、区画整理事業地内における、道路や公園など公共施設の現状と今回の事業計画を示した図面になります。茶色に着色している部分が現況の道路、緑色が公園、水色が河川です。一方、太い黒線で示しているものが今回の計画となっております。ご覧のとおり、当該地区は、被災前から、幅の狭い道路や行き止まり道路が多く、公園については1箇所しかない状況でした。

また、木山交差点周辺の渋滞が慢性化しているということも大きな課題となっております。

す。

こちらは、(熊本)地震直後の状況写真です。地区内には木造の密集市街地が形成されていたことから、家屋やブロック塀などの倒壊によって、(地震後は)避難する道路が塞がれた状態でした。また、役場の駐車場や公園、そういった広場が、避難地として使われました。

上位計画やこれらの課題を踏まえ、益城町では、被災者への住宅提供、産業・なりわいの再生、災害に強い街区の整備、都市機能の誘導、公共交通等の機能強化などの整備方針を持ち、更に、事業手法の選定条件として、強靱な都市拠点の整備、再建住宅等への配慮、地域特性に応じた産業復興、多様なニーズへの対応などが必要だと考えられております。

以上のことを実現するため、町では土地区画整理事業による公共施設と宅地の一体的な整備が有効だと判断され、益城町都市計画審議会を経て、平成30年3月8日に土地区画整理事業の施行区域が都市計画決定されたものでございます。

次に今回の事業計画案の策定までの経緯をご説明いたします。

合意形成の流れでございます。

まず、各まちづくり協議会から益城町に対し、道路や公園などの配置について提案がございました。町はそれを取りまとめ、県に提出しました。県は、関係機関と協議し、交通安全や土地利用の観点から修正を加え、素案を作成しました。その素案に、土地区画整理事業協議会でいただいた意見を反映しながら事業計画案を決定しています。なお、その過程において、各まちづくり協議会に対し、修正を加えた部分に関する説明会を計6回開催しております。その後、事業計画案についての住民説明会を4回開催しました。この時には、延べ361名の方がご参加されております。そして、事業計画案の縦覧を行い、意見をいただいているところでございます。

一方、区画整理決定前の平成28年5月から、町や県の相談窓口を設置したり、勉強会などによって丁寧に説明する等の対応をしています。相談窓口については、平時で2名程度、説明会の直後等には一日あたり10名程度の皆様が相談にお見えになっておられます。

また、勉強会では、これまでの42回の開催で、延べ531名の方が参加されています。

先ほどご説明いたしました、まちづくり協議会を御説明いたします。この協議会は、「行政区を基本単位とする地域の住民等を構成員として、地域のまちづくり活動を行う団体」として任意に設置されたものです。本協議会の目的は記載のとおりでございます。

今回の施行地区内には6つの行政区がございまして、その内、4つの行政区がまちづくり協議会を組織しております。この会議の場で、道路などの配置が検討され、町に提案がなされ、それを町が取りまとめ、県に案を提出されました。例えば今回の道路計画を検討するにあたっては、このまちづくり協議会では、再建家屋をできるだけ残すとか、現況の生活道路をできるだけ活かすという考えの下、議論がなされたと同っております。こちらは、各まちづくり協議会で議論され、ご提案いただいた道路配置図です。

次に、土地区画整理事業協議会について御説明します。この協議会は、熊本地震からの

早期復興に資するため、事業計画に対する意見を取りまとめ、町や県に提案を行う組織として任意に設置されたものです。メンバーは、まちづくり協議会の代表、地元商工会等々で構成されております。これまでの議論の主な内容は、土地利用計画や行政、商業等の配置計画などについて主に議論されました。

こちらは、土地区画整理事業協議会で議論された木山地区における導入機能の配置計画でございます。計画では、紫色の点線で丸囲みしている、複合交流拠点1と2を南北軸である、地域の生活・活動軸沿いに分担して配置することで、回遊性を生み出すまちづくりを目指すこととしています。

ここで、地区内に導入する主要な8つの機能のうち、2つほどご紹介しますと、

木山交差点の北側に、路線バスとその他交通との乗り継ぎの利便性向上を図るため「交通結節点」を設けることや、地域の商業を集約した「まちの商店街」といったものが計画されています。この導入機能の配置計画と同協議会で議論された公共施設の配置計画を基に、今回の区画整理事業計画案を策定しております。

それでは、審議の対象となります益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の概要に移ります。事業の名称、施行者、施行区域等は、記載のとおりでございます。

事業計画の概要につきましては、本日の議案のページの中に細かく記載されておりますのでそれを見てください。

次に、今回の事業計画案について、公共施設の設計に関する施行者の見解をご説明します。当地区は、木造家屋が密集した地区であり、幅の狭い道路や行き止まり道路が多く、避難しづらいことから、熊本地震では避難や救助活動等に支障をきたしました。このことを踏まえ、まず、道路計画についてでございますが、道路については、土地利用に応じた適切な規模・形状となる街区の形成、及び安全・円滑な交通処理に配慮するとともに、歩行者の利便性を考慮し配置しております。

次に、公園計画についてでございます。公園については、土地区画整理法施行規則に基づき適正な公園規模として地区面積の3%を確保することとしており、緊急時の一時避難地としての機能を設定し、避難路等へのアクセスや地域コミュニティに配慮しながら、誘致距離250m以内となるように配置しております。なお、事業計画案の策定に際しては、各まちづくり協議会からの提案等をできる限り反映したものを土地区画整理事業協議会で説明し、同協議会からの意見を基に策定しております。

以上のことから、今回の計画は現時点の計画段階における適切かつ最善な計画と考えております。

以上のようなことを踏まえ、設計したものがこちらの計画図になります。濃い着色で表示しております都市計画道路は、益城中央線、木山宮園線、横町線の3路線があり、幅員は27m～14m、延長は合計で1,328mでございます。次に、オレンジ色で表示しております区画道路は、地区内に幅員8m～4mの道路を計画し、延長は合計で6,288mでございます。緑色の特殊道路は、地区内に幅員4m～2mの道路を計画し、延長は

合計で545mでございます。黄緑色の公園・緑地につきましては、街区公園を7箇所計画しております。

次に事業の施行前と施行後の面積についてご説明します。公共用地は、施行前の面積が約5万㎡に対して、施行後の面積は約8万4千㎡と、道路や公園の面積が約3万4千㎡増えることとなります。次に、平均減歩率についてご説明します。今回の事業は、公共用地が約3万4千㎡必要なことから、減価補償金により先行して約1万3千㎡を買収することにしております。表の一番右に記載しているのが平均減歩率です。上段は14.7%となっておりますが、これは先行買収を行わなかった場合の数値であり、今回のように公共用地を確保するための先行買収を行った場合の平均減歩率は、下の括弧書きの9.9%になります。また、今回の事業の総事業費は、約126億円になります。

最後に、事業計画の概要に関する説明は以上でございますが、今後の予定について説明させていただきます。

今回の事業の施行期間は、平成40年3月31日までの概ね10年間を予定しています。これから、当面の目標である仮換地指定に向けて、換地設計や実施設計を速やかに進めたいと考えております。なお、換地設計や実施設計の段階におきましても、権利者の皆さまのご意見をお聞きする機会がございます。

今回いただいたご意見については、それらの段階で検討していくものもあると考えておりますので、今後も権利者の皆様の土地利用の意向やご意見等をしっかりと把握し、丁寧な説明や対応に努めて参りたいと考えています。

以上で事業計画の説明を終わります。

両角会長

ありがとうございました。この議案書の内容、さらには背景も含めて詳しく御説明を頂いたところです。今の御説明で確認をしておくこととか、御質問ございますでしょうか。

〇〇委員

まちづくり協議会のメンバーというか、どのくらいの構成なのか、固定なのか。どういう構成でなりたっているか教えていただきたい。

事務局

まちづくり協議会のメンバーについての御質問についてですが、基本的には地権者の代表の方で構成されています。メンバーは固定というわけではなくて、必要に応じて、希望がある方は随時参加できることと、益城町の方が入ったり、コンサルタントの方が入ったりして、随時いろんな御議論をされているということで伺っております。

〇〇委員

なんで確認したかという、まちづくり協議会の意見が地元の声の集約だということをお前提だとし、県とかこういう計画を進めてたと思いますから、このメンバーが大方地元の、大半の方の意見というかですね、そういう風になるとわれわれも安心しやすく、この意見が取り入れられたとなると、その後のまとめたものが、根拠のあるものだということのもの

になるからですね。このへんが非常に大事なかなという感じがいたしました。

それと相談窓口とか勉強会とかかなり結構やっているからですね、これらの集約が結果的には、これに反映されていると理解していいですか。

事務局

その通りです。

両角会長

ありがとうございました。

それでは、口頭意見陳述に移りたいと思います。

これから3名の方に意見陳述をしていただきます。

(口頭意見陳述 3名)

(事前聴取結果説明 1名)

両角会長

以上で、口頭意見陳述者3人の意見陳述及び1名の事前意見聴取結果の報告は終了いたしました。

それでは、意見書に対する施行者の見解の御説明をお願いいたします。

事務局

それではA3横の意見書に対する施行者の見解と記載した資料を用いまして説明いたします。

資料1をご覧ください。意見書の取り扱いについて御説明いたします。意見書は利害関係者が提出できることとなっております。利害関係者については、注釈にありますように、当該土地区画整理事業に関係のある土地もしくはその土地に定着する物件について権利を有する者となっております。

また、意見書の対象につきましては、事業計画に関するものになっておりまして、都市計画において定められた事項については対象外ということになっております。

参考に、資料右側でございますけれども、意見書に対する判例の抜粋について記載しております。この中で意見書の趣旨ということについて記載がございまして、利害関係者が意見書を提出することを定めた趣旨は、恣意的に施行者が事業計画を定めることを防止するとともに利害関係者の意見を反映させて事業計画そのものをより適切妥当なものにして公共の福祉を増進させることにあり、直接利害関係者の権利利益を保護することにあるものではないとされています。

以上を踏まえまして、意見書を集計して確認させていただいた結果、意見書全20通につきましては全て利害関係者からであることを確認いたしました。

また、意見57件につきましては、事業計画に関するものが21件、それ以外のものが36件ということで整理をさせていただきました。具体的には資料2をご覧ください。こ

これは全20通の全ての意見を一覧表で整理したものでございまして、右端の列に、それぞれの意見を審査対象とするかについての案を記載しております。例えば、意見書番号③-1につきましては、都市計画として決定された事項、すなわち土地区画整理事業そのものに関する意見でございますので審査対象外ということで整理させていただいております。

それではまず審査対象21件、審査対象外を36件とする施行者からの見解案について、まず御審議をお願いできればと思います。

両角会長

今、事務局から説明がございましたが、意見書は利害関係者しか提出ができず、かつ、審査の対象は事業計画に関することのみとされております。事務局でお手元の資料2ですが、分類をされております。資料2の一番右の列、審査対象とするか、あるいは対象外とするかといったような記載があるかと思っております。

審査対象外とする場合につきましては、②-1番、審査対象外これは、換地の制度に関する意見であるからということで理由が付してあるかと思っております。それぞれ全部の57の意見について対象外とするか対象とするかといったような記述で識別をしております。

事前に同等の資料をご覧いただいていたかと思っておりますが、審査対象外とするものについて特にお目通しをしていただければと思います。

よろしいでしょうか。そういたしますと、当該事業の事業計画に対する意見ではないとして、審査対象から外すものがございます。これについては、審査対象外としてよろしいでしょうか。

委員

(一同) はい。

両角会長

それでは、ここに挙げております、審査対象外としているものについては、対象から外すということにさせていただきます。

そういたしましたら、審査対象の意見に対しての見解について御説明をお願いしたいと思います。なお、審査がしやすいように、道路に関する事あるいは公園に関する事等事項に併せましてグループ化をして、グループごとに審査をしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員

(一同) はい。

両角会長

それでは、グループごとに御説明をお願いして審査をしていただくことにしたいと思います。それでは、見解の御説明をお願いします。

事務局

それでは、資料3「意見書の内容及び施行者の見解(抽出版)」をご覧ください。

進め方としまして、事務局で、事業計画に関する意見を、道路に関するもの、公園に関

するもの、交通広場に関するもの、排水計画に関するものの4つのグループに分類し、それぞれのグループ毎に説明し、審査いただきたい思います。

また、意見書提出者の位置を示したものとしまして資料4、資料5を添付しております。

説明に入らせていただきます。先程、パワーポイントで、事業計画案の策定経緯において、設計に関する施行者の見解がございました。内容は、上段、四角枠囲みの中のものでございまして上から、木造家屋が密集したという、地区特性に対しまして、①道路計画の考え方、②公園計画の考え方、③地元協議会との関わりについて、でございました。

これらの考え方や対応を基にしまして、施行者の見解としましては、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画と考える、でございます。それでは、グループ毎に説明して参ります。

道路に関するものについては、16件の御意見を頂いております。意見毎に、意見書番号、意見書の内容、意見に対する施行者の見解を説明して参ります。

先ず、意見書番号①-1についてご説明します。意見書の内容は、敷地内への道路の配置は避けるべき、という意見でございます。この意見に対する施行者の見解としましては、上段の四角枠囲みの、設計に関する施行者の見解①のとおりであり、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

次に、意見書番号①-2については、意見書の内容は、区画道路について現道を活用し、拡幅等を行うべきという意見でございます。施行者の見解としましては、先ほど同様に設計に関する施行者の見解①のとおりであり、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

続きまして、意見書番号④-2について、意見書の内容は、 交差点から10m程の位置に信号機ができると、交通が混雑する、という意見でございます。施行者の見解としましては、 交差点の改良に伴い、右折専用の車線が新たに設置されるため、渋滞は緩和されると考えており、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。なお、ご意見の交差点は、 交差点から 50m程度の位置にあり、信号機を設置する予定はございません。

2ページ目をお願いします。

意見書番号④-3について、ご説明します。意見書の内容は、 区画道路が、当初案から変更されている、という意見でございます。施行者の見解としましては、 まちづくり協議会で検討する過程において、ご意見のような案があったと聞いておりますが、最終的には県道益城菊陽線を挟んでクランク状の食い違い交差点となっております。その後、県が交通安全に係る技術的観点から十字交差に変更し、それを土地区画整理協議会に説明し決定しており、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

意見書番号⑤-1について、意見書の内容は、敷地内への道路の配置は避けるべきであり、現道を拡幅して対応してほしい、という意見でございます。施行者の見解としまして

は、設計に関する施行者の見解①のとおりであり、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

2 ページ目の意見書番号⑥-1 について、意見書の内容は、道路を作りすぎ、現道を拡幅、行き止まり道路の延長で対応すればよい、というご意見でございます。施行者の見解としましては、設計に関する施行者の見解①のとおりであり、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

2 ページ目意見書番号⑥-2 について、意見書の内容は、土地の3面が道路に接するため、1面だけでもなくせないか、というご意見でございます。施行者の見解としましては、設計に関する施行者の見解①のとおりでございます。現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

意見書番号⑥-3 について、意見書の内容は、最初の計画では道路の両側を2mずつ拡幅する予定が、片側4m拡幅する計画に変更されている、という意見でございます。施行者の見解としましては、 まちづくり協議会で検討する過程において、ご意見のような案があったと聞いておりますが、同協議会での検討の結果、別の案が同協議会の提案となっており、その後、県から土地区画整理事業協議会に説明し決定しております。以上のことから、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

意見書番号⑦-1 について、意見書の内容は、すでに再建工事を終えており、自宅がほとんど道路になるのは反対である、という意見でございます。施行者の見解としましては、設計に関する施行者の見解①のとおりでございます。現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画と考えております。

おめくりいただき、3 ページ目をお願いいたします。

意見書番号⑧-3 について、意見書の内容は、まちづくり協議会で検討されていない道路が、 示されている。また、 交差点からも近すぎであり、渋滞や危険である、との意見でございます。施行者の見解としましては、 まちづくり協議会から益城町への提案書の提出時には、県道益城菊陽線を挟んでクランク状の食い違い交差となっておりました。その後、県が交通安全に係る技術的観点から十字交差に変更し、それを土地区画整理事業協議会に説明し決定しております。また、ご意見の交差点は、 交差点から 50m程度の位置にあり、近すぎるという事はありません。更に、 交差点の改良に伴い、右折専用の車線が新たに設置されるため、渋滞が緩和され、安全・円滑な交通処理が可能になると考えております。以上のことから、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画と考えております。

意見書番号⑧-4 について、意見書の内容は、木山地区の貴重な歴史財産である竹林は残すべきである、という意見でございます。施行者の見解としましては、区画道路の考え方は、設計に関する施行者の見解①のとおりであり、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。なお、当該地区周辺は埋蔵文化財の包蔵地で

あるため、事業の実施に際しては、文化財保護法に則り、県と町の文化財当局と調整しながら、発掘調査など必要な手続きをとって参ります。

意見書番号⑨-2について、意見書の内容は、区画道路の配置に納得できない、という意見でございます。施行者の見解としましては、区画道路の考え方は、設計に関する施行者の見解①のとおりです。なお、敷地内を通る6m道路については、土地利用の観点から適切な街区幅となるよう修正したものでございまして、その修正案をまちづくり協議会及び土地区画整理事業協議会に説明し決定しております。現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

意見書番号⑩-1について、意見書の内容は、まちづくり協議会の意見を尊重してカーブやクランクを配置し、既存の道路を拡幅してほしい、という意見でございます。施行者の見解としましては、設計に関する施行者の見解①、③のとおりであり、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

意見書番号⑪-1について、意見書の内容は、地域活性化及び災害に強いまちづくりを行うために、緑道の配置や、区画道路の幅員を見直すべき、という意見でございます。施行者の見解としましては、区画道路の考え方は、設計に関する施行者の見解①のとおりであり、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。また、資料を3枚おめくりいただき、資料4の概要図をご覧いただきたいと思ひます。

当該地については、公園6よりも近い一時避難地として、公園5があり、6mの区画道路を利用して一時避難することができます。一方、公園が地域交流の一助を担うということは認識しており、そのため、当該地周辺から公園6への安全・円滑な移動ルートを適切に配置しております。

4ページ、意見書番号⑫-1について、意見書の内容は、道路に関して、現存の道路拡幅を優先してはどうか、という意見でございます。施行者の見解としましては、設計に関する施行者の見解①、③のとおりであり、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

意見書番号⑬-1について、意見書の内容は、敷地内への道路の配置は避けるべき、現道を拡幅してほしい、という意見でございます。施行者の見解としましては、設計に関する施行者の見解①のとおりでございまして、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

以上が、道路に関するものの意見でございます。審査の程、お願いいたします。

〇〇委員

それでは資料3の1ページにお戻りいただきたいと思ひます。

上の四角のなかに施行者の見解というのがございます。今御説明をいただきました、道路に関するご意見、16件、基本的には、道路の網の構成について、あるいは道路の形状について、あるいは道路の幅員についての御意見でした。その中には、いわゆる協議会での議論と最終案との手続きに関しての御意見もございました。基本的には先ほど、見解を

御説明いただきましたように、3ページの上のハコで行きますと、1番あるいは一部は1番と3番といったようなことで、御説明があったかでございます。1番、道路計画については、土地利用に応じた適切な規模、形状となる街区の形成、及び安全・円滑な交通処理に配慮するとともに、歩行者の利便性に配慮して、今の計画ができています、そういう意味で、個別の御意見はあったけれども、これについては、こういう形で今の段階では、適切な案として、最適な案として作られているということで御説明をいただいたということでございます。

それから3番ですが、事業計画案の作成に際しては、各まちづくり協議会の提案等をできる限り、反映したものを、土地区画整理事業協議会に説明し、同協議会からの意見等を踏まえて、決定しているという説明でございました。

こういう理由で、こういう見解であったかというご説明であったかと思えます。今の御説明、あるいは事前に資料をご覧になっていただいて、あるいは先ほどの意見陳述等もございましたが、そんなものも踏まえまして、なにか御意見御質問ございましたらお願いいたします。

〇〇委員

区画整理の前提になるのは、公共の利益だと、思うんですけども、その町の、あるいはその集落の歴史と伝統があるんですよね。その地域のお祭りであるとか。この場所に道路が突っ切るというのはやっぱり、昔ながらのまちづくりを破壊することにつながるんじゃないかなというような思いがちょっとございます。それはどこかというところ、
[REDACTED] の場所ですけれども、
[REDACTED]

[REDACTED] いろんな町民が参加をして盛り上がりを見せているという実績があるよう
でございますので、それが道路整備によってですね、破壊されるということであると、ち
よっとさびしいなという気がしますが、これはもう意見でございます。

両角会長

なにか事務局のほうから。

事務局

ご意見ありがとうございます。資料4の図面をご覧ください。
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] 区画整理につきましては、このままこの敷地が分断される
ということではなくて、換地という手続きが今回の事業計画の決定の後にあります。その
中で新しい敷地を適切な所に配置するというので、こういう分断した形に最終的にはなら
ないということになりますので、事業計画決定がなされた後には、しっかり御意見を伺っ
たうえで、より適切などころに、新しい敷地を設定するという形をとらせていただきた
いと考えております。

〇〇委員

基本的なこと教えていただきたいのですが、まず、減歩っていうのは寄付というふうに書いてあったのですが、そう考えてよろしいんでしょうか。それから、私の認識としては、一坪当たりいくらで補償費がでるという認識なんです、まずそれを教えてください。

事務局

減歩についてでございますけれども、寄付ということではなくて、例えば100㎡の敷地があり、減歩が10%ということであれば、10%分の土地を抜いた90㎡の土地を新たに設定させていただくことになります。基本的に区画整理の前と後では、面積と単価を掛けた総価額が下がらないように、同じ価値になるように設定しますので、従後は90㎡であるけれども、単価が上がるので総価額は従前と変わらないという制度になっております。

〇〇委員

資料4のですね、プロジェクターの図をみたらわかるようにですね、自分の土地の中心に道路が通っている家とかですね、結構深刻な悩みだと思えますね。意見書にも強硬に反対という意見が出て。ですが、執行部の説明にありました、ほとんどが妥当となっていて、これではなかなか住民のみなさんの理解は進まないんじゃないかなと感じてしまいます。

あと、意見書が20通きてますけど、対象となる世帯が410世帯のうち、20通、意見としては57件ということなんです、その他の方もみんな納得されていると認識していいんでしょうか。

事務局

まず、1点目について、例えば⑦番の方だと敷地の半分を道路が通ることになりますが、仮に家が地震によって、全壊されて更地になっている場合は、新しい土地を少しずらした形で用意させていただいて、そこに家を建てていただくということになります。

また、家が残っていて道路がかかってしまう場合には、その家について補償させていただいて、先ほどと同じように少しずらしたところに土地をもうけさせていただいて、建物については、補償の中で建てていただくということで、御理解を頂きたいと考えております。

次に、2点目について、今事業計画の案を策定させていただきまして、縦覧という形で広く見ていただくとともに、さらに、住民説明会という形で多くの方に来ていただいたという中で、意見書についても是非出してくださいという形で御説明をさせていただき、その結果20の方に意見書を出していただいたということで、基本的には全ての方に事業計画案を見ていただいて、ご納得いただいていると我々としては考えております。

〇〇委員

意見書に目を通したら、聞いていないよ。というような内容が、勝手に計画を進めてとといった記述が何件かあったと思いますが、その辺はどうなっているんですかね。ちゃんと

県としては、もちろん真摯に対応しているとは思いますが、齟齬が有るっていうのは、どう捉えたらいいんですか。

事務局

これまで事業計画を策定にするにあたっては、地権者の方が、各まちづくり協議会を経由して、さらに町を通して、県に御提案をいただいて、関係機関との協議をおこなっているという、こういうステップの中で、ブラックボックスではない形で、さまざまな主体で調整をしてきたところでございます。

確かに意見書の中には聞いていないという意見もありましたが、ある方については、まちづくり協議会の中で、最初自分の意見を言ったんだけど、まちづくり協議会の議論の中で、別案になってしまった。ただ、その方はまちづくり協議会でそうなったことを知らなかったというケースがあったり、まちづくり協議会ではその案が採用されたんだけど、関係機関と協議をした中で、ここは技術的に少し変えないといけないというところを修正して、その内容について広く示しているんですけども、それを見てないというケースもある。我々としては広く見ていただいているようにしているんですけど、なかなかそこで見ていないというずれ違いがあったということが実際のところかなと考えています。

〇〇委員

今のご質問とも絡んでくると思うんですけども、現在の計画というものの位置づけが、まだ十分に、皆さん、認識、ご理解いただけてない部分もあるのかなという風に思います。例えば、パワーポイントでいうと最後のページでもいいですし、17 ページでもいいです。2 ページ目でもいいですが。

今、計画案ができたということですね。今回、決定という風に進むと、次に実施設計というのがあって、実際に、誰がどこの土地を占めてくか、という換地の作業があるということになってるようです。ですから、今のは計画案。で、次に作る実施設計というものの関係のことを、もう少しご説明いただけるといいのかなと思います。

事務局

まず今の事業計画の内容については、施行地区という区域の中に都市計画道路とオレンジ色の区画道路、緑色の緑道、あと公園を配置するという計画で、誰の敷地がどこに行くというところはまだ決まっていないというところなんです。ここまでの計画について、今回、事業計画決定ということで確定させていただくわけなんです。その後、換地設計、実施設計ということで、各地権者の方々の土地をどこに移していくかという作業が生じてくるということでございます。これは、全区域を一気にやるわけではなくて、街区ごとにまとめてやらせていただいて、合意が取れたところから、仮の換地指定をさせていただく。いろいろ工事が終わった後に、宅地も整備された後に、換地処分ということで、その方の土地の配置が決まるという流れでございます。

〇〇委員

新しいまちづくりは、本当に難しい問題で、100%皆さんが納得できるような計画

と施工はできないというのが現状であるわけですが。例えば3. 11の現場とか阪神淡路後のまちづくりとか視察行きましたけども、今度の益城町の新しいまちづくりも、相当のご苦労があつておると思います。しかも県が事業主体ということで、思い切って益城町に乘込んで行って頑張っておられますので、こういう計画を立てられる方、現地で用地買収を含めいろいろご苦労されている方々にはですね、御慰労申し上げますが。

その中で、やっぱり思い通りいかなかった方がたくさんおられますけれども。それはそれでできるだけの手当をしながら完成まで進んでいっていただかないといかんわけですが。

いずれにしても、現地もよく見ないままこういう風な審査をするわけですが、執行部のみなさんの働きを信用するというようなことが第一点で私あります。それから、両角会長さんの大局的な色んなご経験からも、こういう風な審査のリーダーをされておるといふ安心感もございます。

そういう中で素朴に2、3点だけ質問しますけども。これ質問していいのかな。[]が質問されましたね。[]これに対する手当というかフォローはどう考えておられますかね。

事務局

[]、今回の都市計画審議会だけの話をしますと、事業計画に関するところではないというところがありまして、基本的には今回の審議会で審査していただく案件ではないということがございます。

ただ、益城町とのやり取りの中ですれ違い的なことがあるのかなという印象を持っておりますので、内容については益城町と共有させていただいて、先ほども申し上げましたとおり事業計画決定の後に換地設計をさせていただきますので、その中で[]色々なご事情も聴いたうえで、より適切な設計をさせていただきたいと考えております。

〇〇委員

分かりました。あと1、2点ようございますか。15ページにですね、益城中央線という表示があつておりますね。益城中央線て出ておりますでしょ。これ新しい名称ということで、現在の木山線の拡幅後の名称ですかね。

事務局

道路名としては、県道と都市計画道路で名称が分かれてまして、県道名で言うと熊本高森線という道路になってございまして、4車線化された後も名前は変わりません。都市計画事業でやる際には、都市計画道路としての名称を付けることになっておりまして、その都市計画道路の名称が益城中央線ということでご理解ください。

〇〇委員

名前が2つあるわけですね。もう1件。件数はよく把握しておりませんが、既に待ちきらずに新築された戸数が何十か100かあるわけでしょ。それに対する今後の対応はどう考えておられますかね。

事務局

今約90件ほど、区域内で再建されている方がいらっしゃるかと聞いております。

今後事業をやっていく中で、実際道路が建物にかかるといった場合には、補償という形で新しい家を再建していただくという形になりますし、また、区画道路をうまく避ける形で設計できた場合には、家はそのまま移転がないような形で事業を進めさせていただくことになるかと考えております。

〇〇委員

最後に、[]の質問にちょっと関連しますが、9ページにですね。まちづくり協議会かなんかの中に親会がありましたよね。この親会て意味はどういう意味ですか。木山地区まちづくり協議会（親会）と書いてありましたが、親会というのは。

事務局

各まちづくり協議会は各地区ごとに協議をされているわけなんですけれども、区画整理事業に関することについては、それぞれでやるよりかは、集まってやった方が良さだろうという議論になったということで、各まちづくり協議会の代表者で構成された親会が設置されたと伺っております。

〇〇委員

そういう意味の親会ですたいね。ありがとうございました。

〇〇委員

どうぞ。

〇〇委員

確認で、[]はもともと私道だったのか公衆用道路だったのか、ここだけちょっと教えてください。

事務局

公衆用道路です。

〇〇委員

そうしますと、もともとあったこの道路は、誰人も使う目的のもともと公衆用道路と。その延長に、また今度道路を作るということですね。だからもともとなかったところに作るんじゃなくて、もともと道路があったところに、よその道路を付け替えるというか、規模を大きくするという認識でいいですね。

事務局

その通りです。

〇〇委員

もともとこれを我々が審議するにあたっては、個人の家がどこにある、また、区画整理を待ちきれないから家を建てた、と、そういうことの個別案件を一つ一つ考えると、なかなか道路は難しいけれども、この地域を区画整理にあたっては、昔のあった既存の道路を尊重しながら、また未来の、ある意味、区画整理ではこういう形がいいだろうということを基本に考えて、いろいろその中には、先ほどあるように100%皆さんが満足できない

けれど、そういうような基本のもとで考えた。そして、それは以前に何回か、まちづくり協議会とかいろんな方の相談をして、ある程度集約された形がこれですという認識を持っていいということですよ。

事務局

その通りです。

両角会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。どうぞ。

〇〇委員

この道路に関するご意見のところについてですけども、先ほども少しお話されたんですけども、ご意見の多くが、いわゆる土地区画整理事業についてのご理解がまだ不十分な部分があって、いわゆる換地とか、減歩について、いわゆる公共事業と違うステップで進めていくといったところについての御理解が不足していることによって出てきているご意見が多いのかなという風を感じておまして、これはおそらくたぶん今後の換地とかの手続きとかをされる中で、そこのご理解を深めていただくような丁寧な対応をして進めていただくということが非常に重要なかなというように感じております。なので、個々の話、自分の土地がこうだっという話に関するご意見が多いのかなと少し感じたので、換地のところを丁寧にやっていただくということが重要かと思えます。

〇〇委員

重要なご指摘をいただきまして、どうもありがとうございました。

事務局

これまで地権者の方々は区画整理事業に接したことがないということで、これまで個別訪問という形で県と町で伺って、制度についての説明をしているんですが、なかなかまだご理解いただけないということで、今回意見書にも上がってきているものと考えています。これから地権者の方とは換地の関係で調整させていただきますので、引き続き丁寧に理解いただけるようにご説明させていただければと思います。

両角会長

ありがとうございました。この施行者の見解っていうところをご覧いただきますと、例えばこの資料3の1ページ目の1項目目が現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画という表現になっています。実際には先ほどありましたように、現地の状況を見ながら再度設計という行為が行われていくというそういう前提での説明ではないのかなと思います。道路について事項も多かったということもございますが、総括的なものも含めていろいろご意見を頂いたのかなと思います。

当初はですね、道路に関する意見について一括採択か不採択かということをお判断いただき、次に、公園についてとか進めて、最後にまとめてもう一回という風に思ってたんですが、道路のでてきた16件について採択とするか不採択とするかということでお諮りをしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

委員

(一同) はい

両角会長

今の16件につきましては、不採択ということになるかと思えますけれど、如何でしょうか。

委員

(一同) 異議なし

両角会長

それでは、異議なしということでございますので、施行者の見解が適当であるという風に判断できるため、意見を不採択というふうにさせていただきたいと思えます。

それでは、続きまして、次の見解、今度は公園について御説明をお願いします。

事務局

資料3の5ページをお願いいたします。公園に関するものにつきましては、3件の御意見を頂いております。それぞれ、先ほど同様に御説明させていただきます。

5ページ目⑧-5の意見でございます。意見の内容は、木山交差点付近の公園は、幹線道路に沿った公園で危険なため不要、という意見でございます。施行者の見解としましては、公園の考え方は、設計に関する施行者の見解②のとおりであり、また、当該公園については、町が計画した、にぎわいを創出するまちの商店街と連携して、住民や来訪者のためのくつろぎ空間を創出するため計画したものでございまして、土地区画整理事業協議会に説明し決定しております。よって、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。なお、整備に際しましては、必要な安全対策を講じてまいります。

意見書番号⑧-6について、意見書の内容は、公園ができる事のメリット・デメリットについて検討したのか、という意見でございます。施行者の見解としましては、公園の考え方は、設計に関する施行者の見解②のとおりであり、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。なお、公園の利活用については、今後、町と地元と一緒に検討して参りたいと考えております。

意見書番号⑨-3について、意見書の内容は、公園と言えば空気が良く広々とし、樹木や噴水が多いというイメージであり、交差点近くの公園については考え直すべき、との意見でございました。施行者の見解としましては、公園の考え方は、設計に関する施行者の見解②のとおりであり、また、当該公園については、町が計画したにぎわいを創出する「まちの商店街」と連携して、住民や来訪者のためのくつろぎ空間を創出するため計画したもので、土地区画整理事業協議会に説明し決定しております。現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

以上が、公園に関するものの意見でございます。審査の程、よろしく申し上げます。

両角会長

公園について3件御意見をいただいておりますが、今御説明がございましたように基本的には資料3の位置ページでございます、公園計画については、規則に則って、あるいは緊急時の避難地としての機能等を想定しながら、避難路、アクセス、コミュニティーといったものを考慮して、誘致距離250mを目安で配置を考えている、ということでございます。こういったことで、全体の枠組みを決めて計画をしているということで、現段階においては、適切かつ最善の計画である、こんなご説明をいただいたところです。なにか、3件の判断につきまして、御意見御質問ございますでしょうか。

〇〇委員

道路にしても公園にしても、地震という大きな経験を踏まえて、このような計画が作られているのはよくわかるんですけども、断層はどの辺を走っているのですか。

事務局

この区域内で言いますと、東西に3本走っております。わかりやすいところから言いますと、中央の益城中央線上に1本走っておりまして、その上の1本が役場の下付近でして、もう1本が文化会館の下の方から左斜めのほうに下がっていく感じで走っているところでございます。

〇〇委員

断層が動くとも何もかもいっぺんにダメになってしまう可能性ありますよね、まち、そのものが。

事務局

断層につきましては、一昨年度、国のほうで調査をされておりまして、先ほど申し上げた通り、この区域内には3本走っております。ただ、実際建物を見てみると、しっかりと耐震補強したものは問題がなかったという結論がでておりまして、これから建てる建物についても、2階建てのものは耐震補強をしっかりとすれば大丈夫といった報告がなされているところでございまして、これについても地元住民の方に広く周知をいただいているところでございます。

〇〇委員

道路すぎましたけど、道路の作りかたもね、それに合わせたような建設の仕方をしないと、そこが動いてしまったら元も子もなくなる可能性が十分このまちそのものが3本の断層が走っていることであれば、都市計画そのものが難しくなっていく可能性がありますので、その辺は十分に心得て。

事務局

極力、その断層上に区画道路を配置して、宅地に当たらないようにという形で設計をさせていただいているところでございます。

〇〇委員

もともと、公園が少ない地域に新たに7カ所つくるということなんですけど、対象となっ

てるところの3%ということなんですが、法律的な根拠に基づいていると思うんですが、そのへん教えてください。

あと、別に7カ所じゃなくてもいいと思うのですが、すべて避難先として指定される公園なのか、その辺も教えてください。

事務局

まず、公園については、すべて避難先に指定されるということです。各まちづくり協議会で、避難路と避難地について議論されて、この位置にあった方がいいだろうという結論が出たというところでございます。

3%についてですが、法律のなかで、3%以上確保するべきという規定がなされているというところでございます。

両角会長

他にございますでしょうか。

それでは、いろいろご意見をいただきました。公園に関する意見については一括して採択とするか不採択とするかお諮りしたいと思います。今の事務局の案に従いますと不採択ということかと思いますが、不採択としてよろしいでしょうか。

委員

(一同) はい

両角会長

それでは、公園に関する意見については全て、施行者の見解が適当であると判断できるため、意見を不採択というふうにしたいと思います。

それでは、次の見解、交通広場ですね。よろしくお願いします。

事務局

資料3の5ページ交通広場に関するものにつきましては1件の御意見をいただいております。

意見書番号⑧-2につきまして、意見書の内容は、交通広場について、現状のバス利用や近隣のバス営業所を把握した上での計画なのか、という意見でございます。施行者の見解としましては、町が策定した益城町復興計画において、木山地区を都市拠点と位置付け、二輪や送迎自家用車等から、バスに乗り換える交通結節機能を配置すること、としております。交通広場の位置付けについては、町が土地区画整理事業協議会に説明し決定した導入機能の配置計画に基づいたものとなっております。また、交通広場の機能や規模の検討にあたっては、移動時の交通手段の実態や、利用者数を把握したうえで、行っております。

以上の事から、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

以上が、交通広場に関するものの意見でございます。審査の程、お願いいたします。

両角会長

ただいま御説明いただきました、交通広場に関するご意見、⑧-2について何か御意見

御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、交通広場に関する意見については、施行者の見解が適当であると判断できるため、意見を不採択としてよろしいでしょうか。

委員

(一同) はい

両角会長

それでは、最後になるかと思いますが排水計画について、見解の御説明をお願いいたします。

事務局

同じく5ページ「排水計画に関するもの」について、

意見書番号⑩-2でございます。意見書の内容は、雨水対策について、文化会館南側では自然浸透ではなく、側溝で川に流してほしい、という意見でございました。施行者の見解としましては、本地区の雨水排水は、益城町が策定した雨水管理総合計画に基づき、道路側溝や排水路によって、川に流す計画としております。なお、浸透柵については、必要に応じて、周辺環境に悪影響のないよう検討していくこととしております。以上の事から、現計画は、現時点の計画段階における適切かつ最善な計画、と考えております。

以上が、排水計画に関するものの意見でございます。審査の程、よろしく申し上げます。

両角会長

御説明につきましてご意見、ご質問はございますでしょうか。

排水計画に関することのご意見については、施行者の見解が適当であると判断できるため、意見書を不採択としてよろしいでしょうか。

委員

(一同) はい

両角会長

そういたしますと、今までの議論の結果、今回提出のあった意見書については、すべて不採択ということになりました。

ただ本件につきましては、本日の審査対象とならなかった事業実施に関する意見もございました。あるいは、先ほど委員からのご指摘もございました。事業を進めるにあたっては、積極的に権利者の理解を得るための工夫を図りながら取り組んでいかれるようご留意ください、こういった旨を答申文に記載して答申したいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員

(一同) はい

両角会長

それでは、ご異議ないようですので、議第1320号の意見書につきましては、不採択

の旨答申をしたいと思えます。

両角会長

以上で議案の審議が終了いたしました。本日、議決しました事項については、知事あてに答申したいと思えます。委員の皆様には、長時間に渡り、審議会の円滑な運営にご協力をいただき、ありがとうございました

(6) 閉会

坂井課長

両角会長、そして委員の皆様、熱心なご審議ありがとうございました。審議会から知事への答申ということで、これからですね、地震からの復興ということで、土地区画整理事業につきましては、事業認可等の手続きを進めて参りたいと思っております。

これをもちまして、第152回熊本県都市計画審議会を閉会させていただきます。
ました。

【午前11時59分閉会】